

特別支援学校（知的障がい分野）について



徳島県立国府支援学校

- 1 徳島県の特別支援学校の状況**
- 2 本校の概要**
- 3 高等部の概要**
- 4 学習指導要領と消費者教育**
- 5 高等部の取り組み**

1 徳島県の特別支援学校の現状

◎ 学校数・・・12校 在籍者・・・約1000人

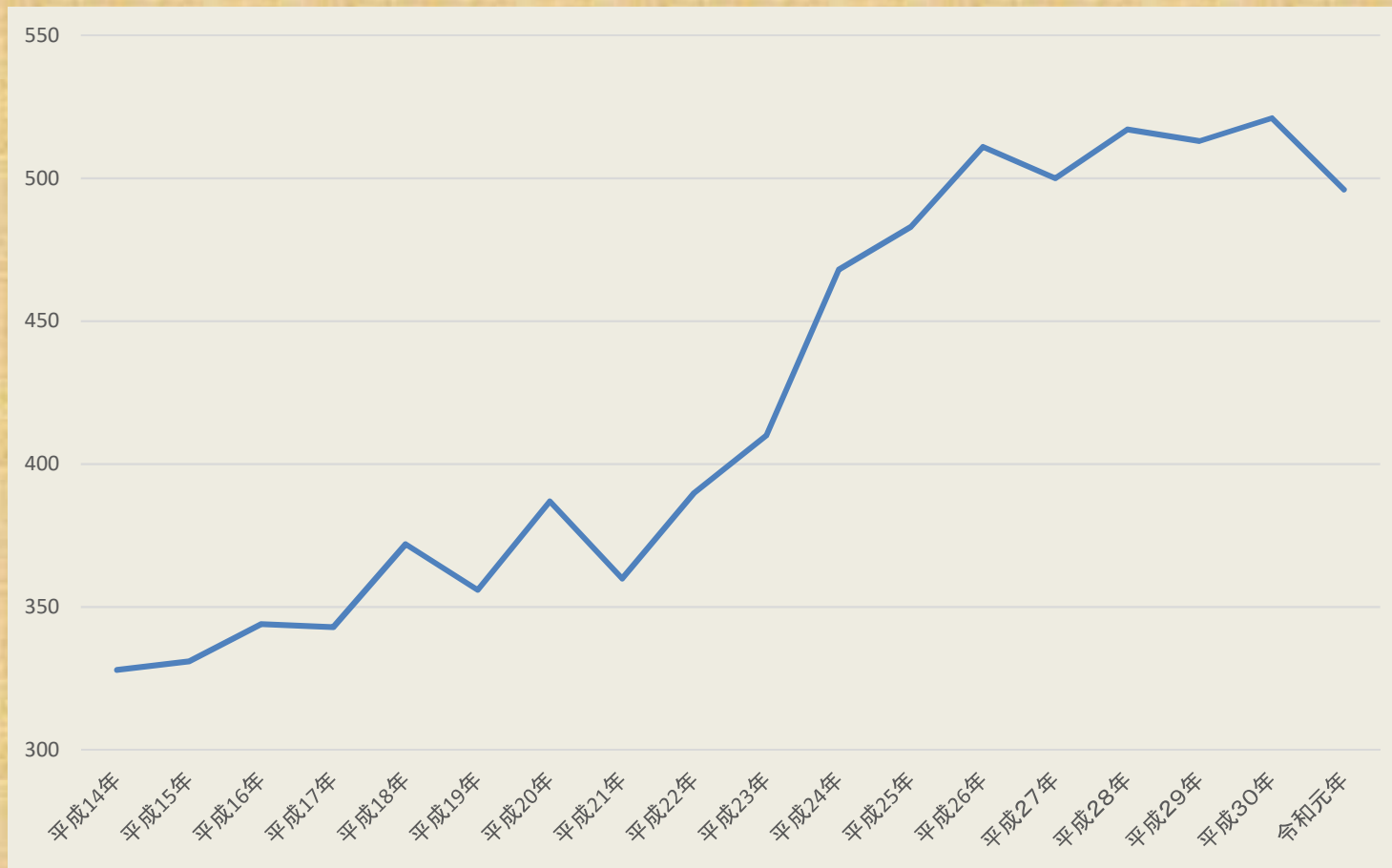
◎ 障がいの種類・・・視覚 聴覚 知的
肢体不自由 病弱

◎ 在籍者・・・小学部，中学部，高等部，
（幼稚部，専攻科）

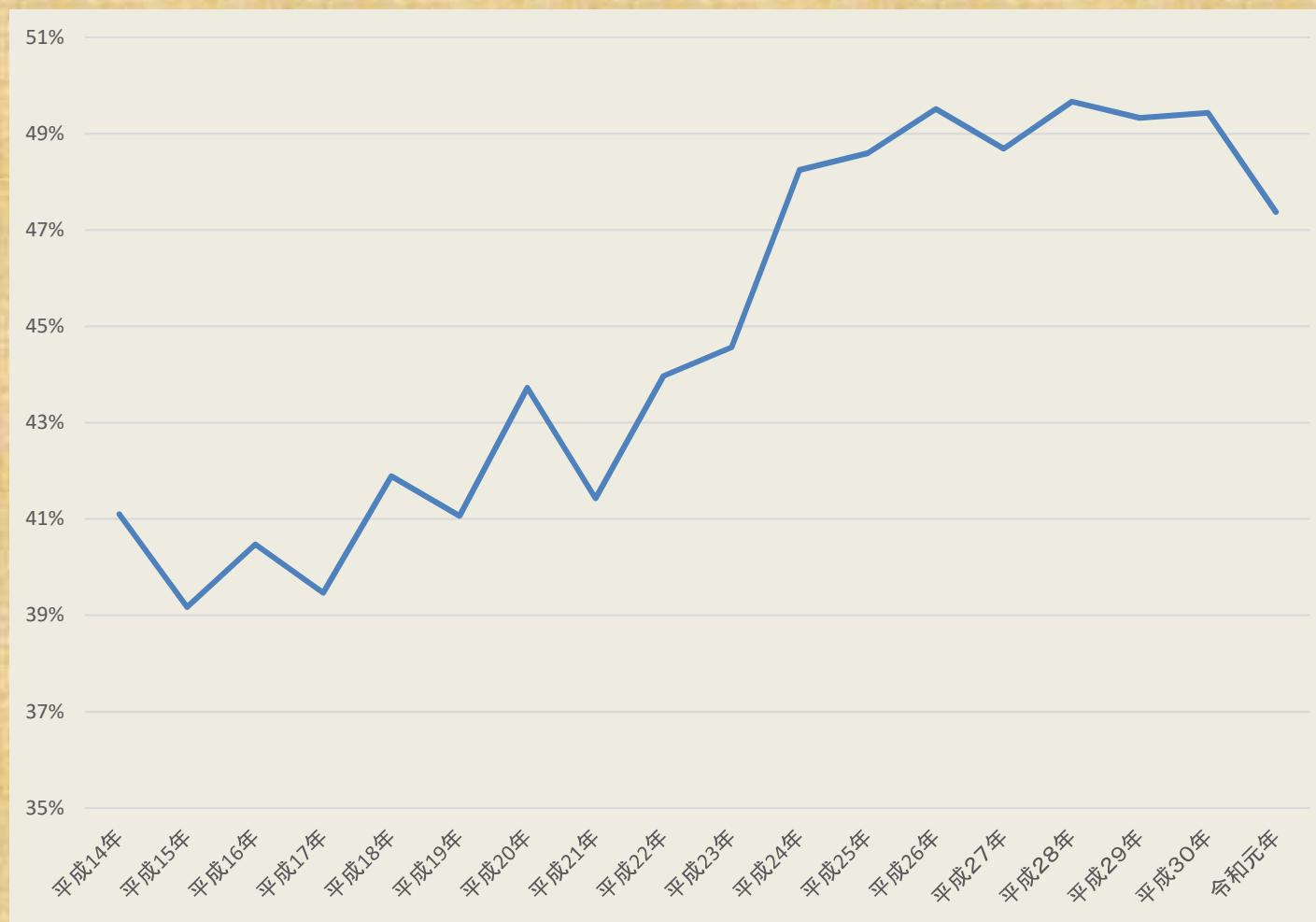
◎在籍者数の推移（毎年5月1日現在）



◎高等部在籍者数の推移（専攻科を除く）



◎高等部在籍者数の割合推移（専攻科を除く）



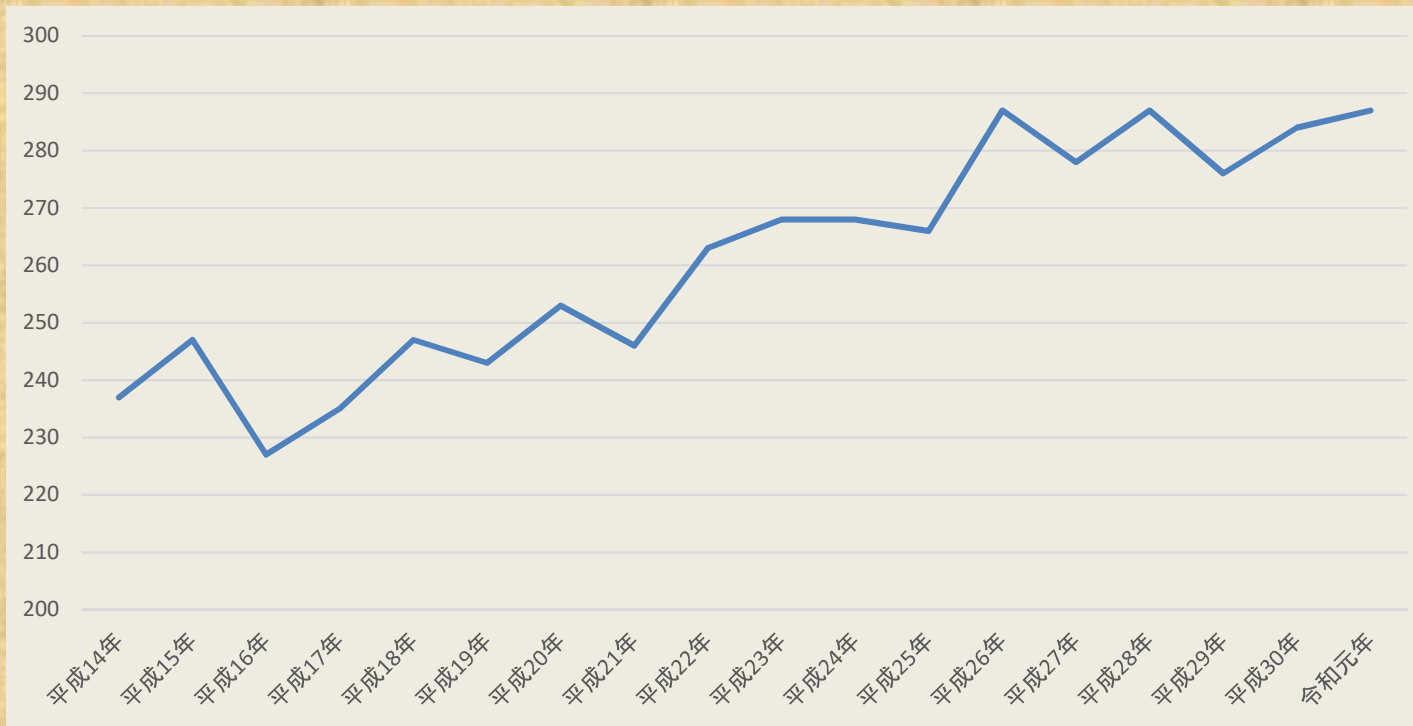
2 本校の概要

◎在籍者数（５月１日現在）

小学部 86名 中学部 82名

高等部 119名 計 287名

（小学部１年生から高等部３年生まで最長１２年）



◎市町村別児童生徒の割合

徳島市	5 8.2 %
吉野川市	8.0 %
阿波市	7.0 %
名西郡	1 0.8 %
板野郡	9.0 %
その他	7.0 %

◎通学状況

自宅	7 9.8 %
未来（施設）	1 5.3 %
寄宿舎	4.9 %



3 高等部について



※ 社会参加を目指し，勤労に対する基本的な力と働く意欲を育てる。

（生活）豊かな生活を送るために必要な知識・技能と主体的に行動できる力を身につける。

（心）自己や他者を理解し、望ましい人間関係を身につける。

（体）基礎体力の向上を目指すとともに、スポーツに親しむ経験を増やす。

（自立）自己の進路実現に向け、自立心や働く意欲・態度を養う。

※ 今年度の生徒の状況

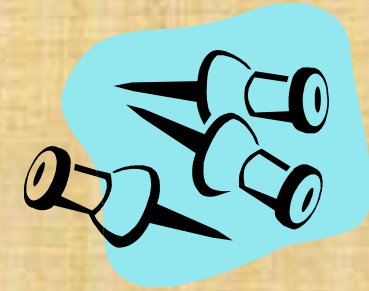
1年 41名 2年 34名 3年 44名
計 119名（昨年 120名）

男子生徒・・・85名	71.4%
女子生徒・・・34名	28.6%

約 67%	→	中学部から
約 33%	→	中学校から

中学校から高等部に進学する生徒の減少

※ 教育課程



類型Ⅰ 一般就労を目指す職業教育を中心とした教育課程

類型Ⅱ 一般就労及び福祉就労を目指す作業学習を中心とした教育課程

類型Ⅲ 社会参加を目指す日常生活の指導や自立活動を中心とした教育課程

※ 週計画表



指導形態 類型	教科等を 合わせた指導				教科別								領域別			総合的な学習の時間（2・3年） 総合的な探究の時間（1年）	計
	日常生活の指導	生活単元学習	作業学習A	作業学習B	国語	数学	音楽	美術	体育		職業	家庭	特別活動	道徳	自立活動		
									スポーツ	体力作り							
類型Ⅰ	3		2	4	2	1	2	2	2	3	2	2	3		1	1	30
類型Ⅱ	5	2	2	4	2	1	2	2	2	3		2	1		1	1	30
類型Ⅲ	5	2		4					2	3			1		12	1	30



部活動

ふれあいボランティア部
スポーツ部
和太鼓部



※ 高等部の主な行事

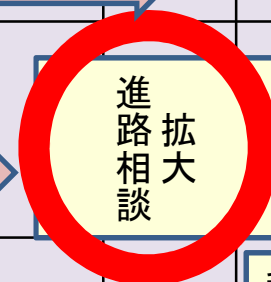
4 月 対面式
10月 体育祭
10月 修学旅行（高3）
11月 学校祭（学校全体）
2 月 校外学習
// 予餞会
3 月 卒業式

交流 城南高校と年2回（予定）
9 月 文化祭参加(城南高校)
12月 授業交流（本校）

※ 高等部の進路指導



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年生	進路希望調査		進路説明会 校内実習					進路説明会 就業体験	校内実習			
2年生	進路希望調査	校内実習	就業体験									
3年生	求職登録 校内実習	就業体験					進路説明会					移行支援 アフターケア
卒業生	スポーツ同好会				卒業生の会		体育祭	同窓会(3年に1度) 学校祭				

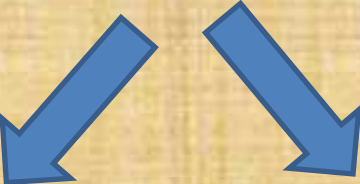


※ 過去5年間の進路状況

	一般就労	福祉的就労						その他
	企業等	就労継続支援A型	就労移行支援	就労継続支援B型	自立訓練	生活介護	地域活動支援センター	
平成26年度	9	1	7	14	3	18	2	1
平成27年度	11	4	6	5	4	8	0	3
平成28年度	14	3	10	8	8	11	0	1
平成29年度	9	2	5	6	1	4	0	7
平成30年度	9	7	4	4	0	12	0	5

本校の子どもたち

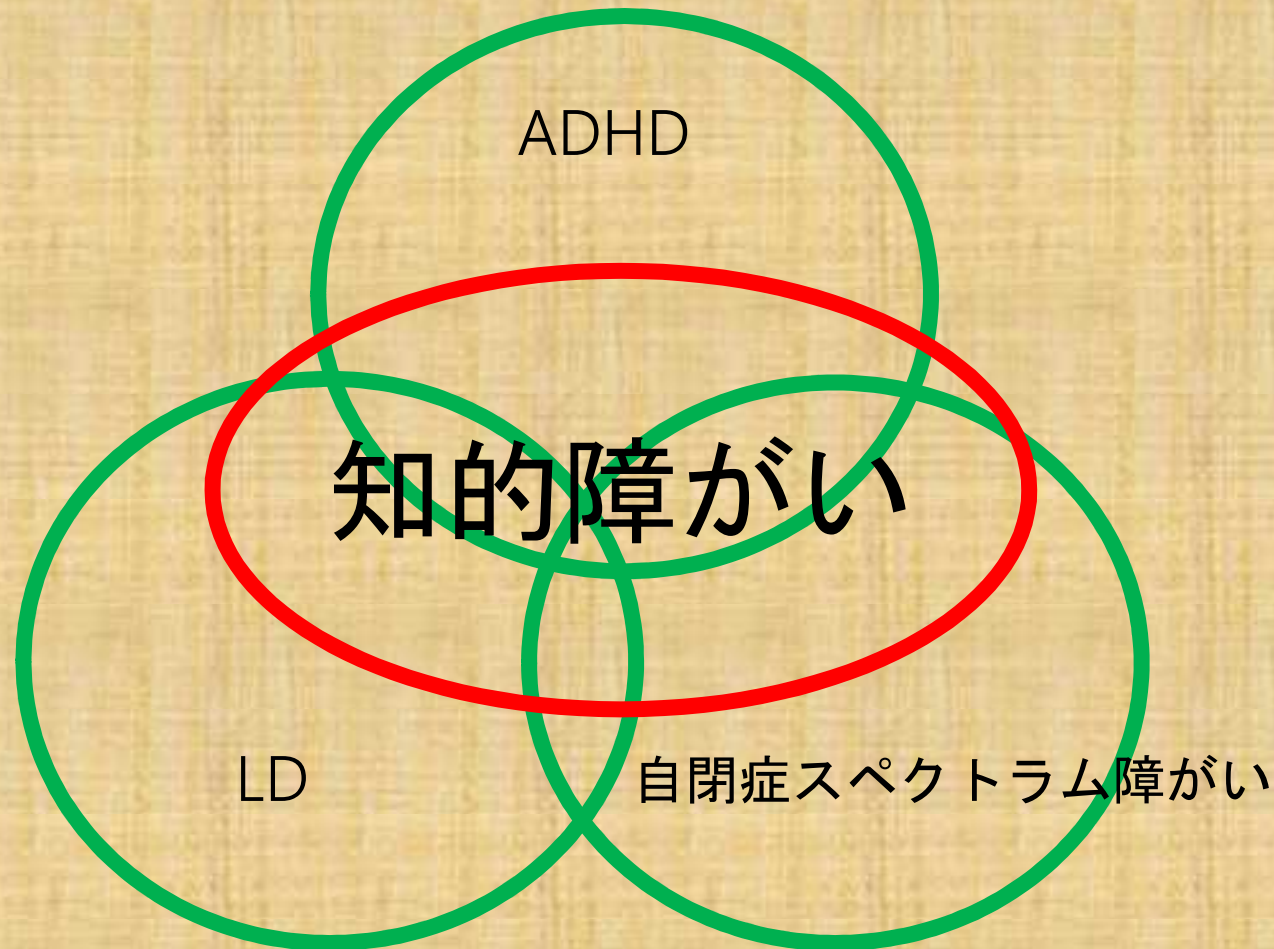
- 特別支援学校
→視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者
肢体不自由者、病弱者 に対し



幼稚園、小学校、
中学校、高等学校
に準ずる教育

障害による学習上又は
生活上の困難を改善・克
服し自立を図るために必
要な知識、技能、態度及
び習慣を養うこと

本校の子どもたち



- ☆緑色の障がいをあわせもつ子どもたちが本校の子どもたち。
- ☆必ずしも緑色の障がいの子どもたち＝知的障がいがあるわけではない！

知的障がいの診断基準

知的な面・適応行動の制約

【アメリカ精神遅滞学会; 2002】

□ 知的機能が明らかに平均より低い

（知能検査 IQ70-75以下）

□ 適応行動の三領域

概念スキル（言語の理解と表現、読み書き、金銭、等）

社会的スキル（人間関係、責任感、自尊感情、等）

実用的スキル（身辺処理、家庭生活、仕事、等）

のうち一領域以上に制約がある。

□ 18歳以前に起こっている

知的障がいの学習特性

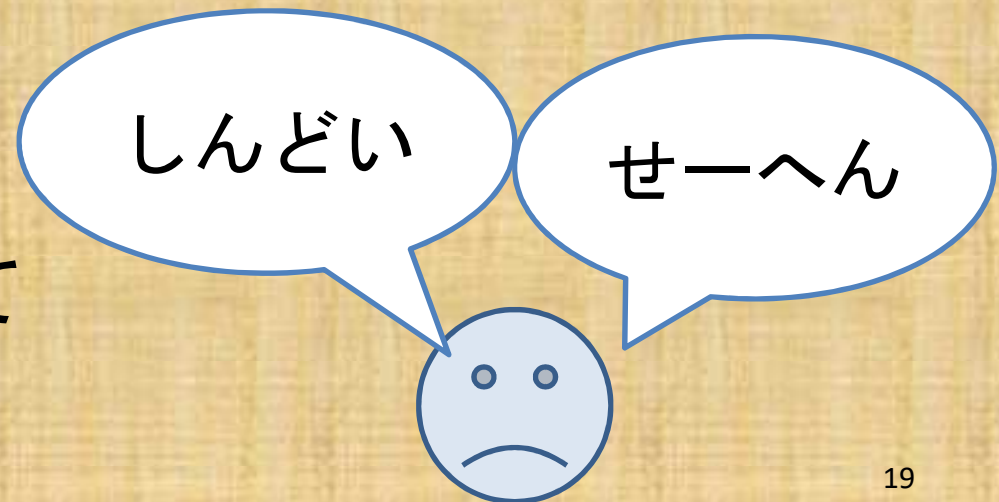
わかること・できることの

- ① 量が少ない
- ② 速度がゆっくり
- ③ 範囲が狭い（抽象的な物事の理解が難しい）
- ④ 定着が悪い（忘れやすい）
- ⑤ つながりができにくい

全然なんにもできないわけ
じゃなくて・・・



二次的な特性として
・学習意欲の低下



知的障がいの支援方法

わかるようにする・できるようにする

- ① 内容を厳選する（優先順位をつけて）
- ② 発達段階にあった内容にする
（生活年齢も考慮しながら・・・）
- ③ 具体的に示す
- ④ 何度も繰り返す
- ⑤ スモールステップで少しずつ難しく

発達の不均衡
への対応

↓
できる経験

やってみ
よっかなあ



できた！
たのしい

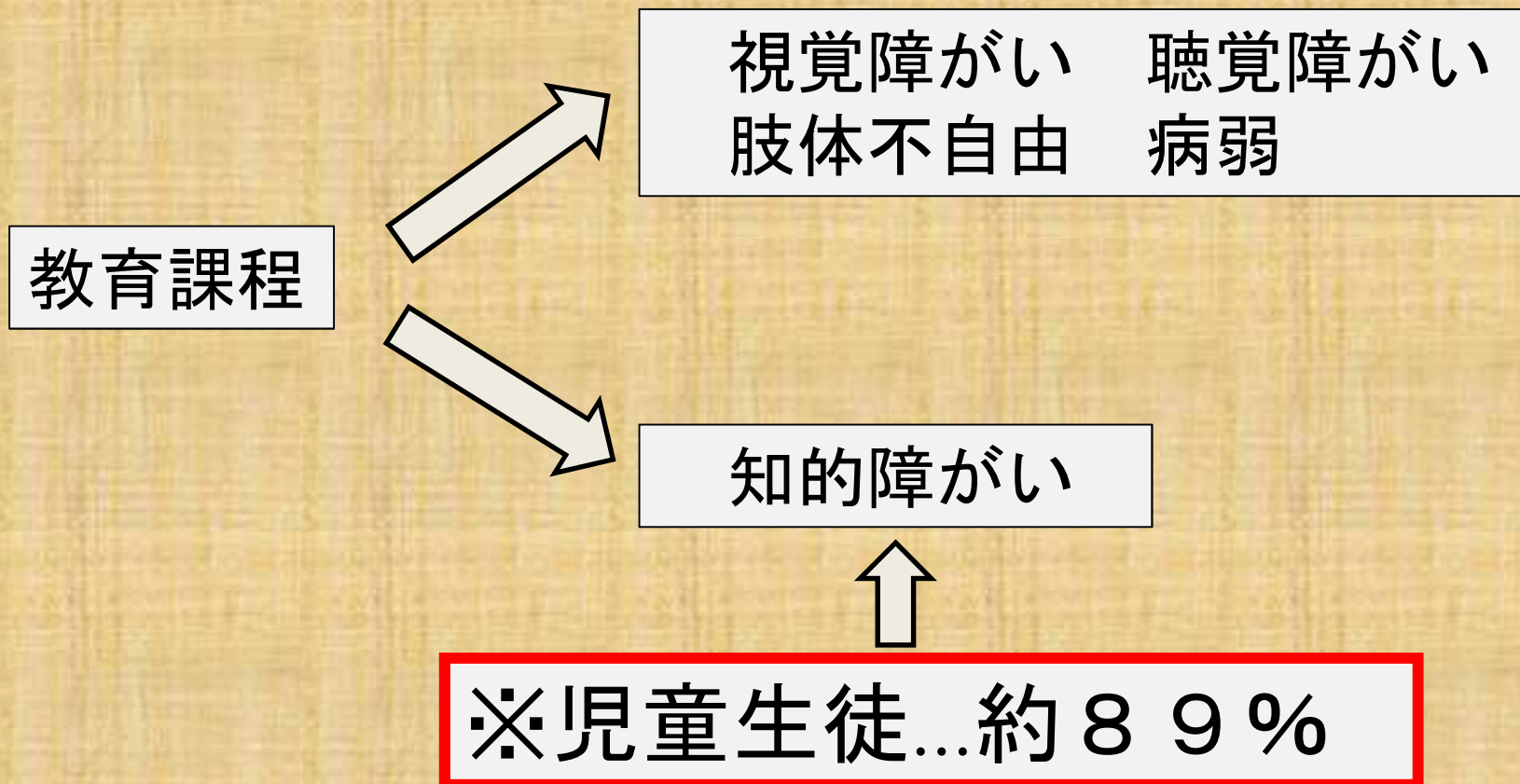
4 学習指導要領と消費者教育

学校教育法施行令第22条の3

知的障害者

- 1 知的発達の遅滞があり，他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの
- 2 知的発達の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち，社会生活への適応が著しく困難なもの

※ 特別支援学校の教育課程



※ 小学部学習指導要領 生活科

- 1 段階 （2）内容 ク 金銭の扱い
簡単な買い物や金銭を大切に扱うことなどに関わる学習活動を通して，次の事項を身に付けるようにすること
 - （ア）身の回りの生活の中で，教師といっしょに金銭を扱おうとすること。
 - （イ）金銭の使い方などに興味を持つこと。
- 2 段階， ○ 3 段階 略

※ 学習指導要領解説 各教科等編 小学部 生活科

○3 各段階の目標及び内容

(1) 1段階の目標と内容

(2) 内容 ク 金銭の扱い

「...これらの指導内容は，中学部職業・家庭科における「消費生活・環境」の指導内容につながっていくことに留意する必要がある...」

※ 中学部学習指導要領 職業・家庭科

○ 2 段階 (2) 内容 家庭分野

C 消費生活・環境

ア 身近な消費生活

(ア) 生活に必要な物の選択や扱い方について理解し実践すること

(イ) 生活に必要な物について考えて選ぶことや，物を大切に使う工夫をすること。

イ 略

※ 学習指導要領解説 各教科等編 中学部 職業・生活科

○ 3 各段階の目標及び内容

(2) 2段階の目標と内容

イ 内容 【家庭分野】

C 消費生活・環境

「...電子マネーやプリペイドカードなど
現金以外の支払い方法について知り、
その適切な扱いについて指導すること
...」

※高等部学習指導要領

各学科に共通する各教科の目標及び内容
〔家庭〕

2 各段階の目標及び内容

○ 1 段階 （1） 目標

ア 家族・家庭の機能について理解し、
生活の自立に必要な家族・家庭、
衣食住、消費や環境等についての
基礎的な理解を図るとともに、そ
れらに係る技能を身につけるよう
にする。

イ， ウ （略）

2 各段階の目標及び内容

○ 1 段階（2）内容 C 消費生活・環境 ア 消費生活

（ア）次のような知識及び技能を身に付けること。

- ⑦「購入方法や支払方法の特徴が分かり，計画的な金銭管理の必要性に気付くこと。」
- ⑧「売買契約の仕組み，消費者被害の背景とその対応について理解し，物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理ができること。」

イ 消費者の基本的な権利と責任

- (ア) 「消費者の基本的な権利と責任，自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響について気付くこと。」
- (イ) 「身近な消費生活について，自立した消費者として責任ある消費行動を考え，表現すること。」

3 指導計画の作成と内容の取扱い

- (2) 2の各段階の内容の取扱いについては，次の事項に配慮するものとする。

カ 「...アについては，身近な消費行動と関連を
図った物資・サービスや消費者被害を扱う
こと。

(ア)の㊦については，クレジットなどの三
者間契約についても扱うこと。」

※ 本校高等部の教科書

「くらしに役立つ家庭」 東洋館出版社

第5章 ライフスタイルと環境

2 計画的な消費生活

- (1) 商品を選ぶ
- (2) 購入方法を知る
- (3) 支払い方法を知る
- (4) 悪質商法対策
- (5) クーリング・オフ制度
- (6) 消費生活センター

5 本校高等部での取り組み

○「キャリア教育の視点に立った授業システム作り」

※ 家庭科の研究の目的

生徒が、卒業後にそれぞれの家庭生活を営む上で必要な知識や技能を、ムラなく身に付けることができるようにする



教員が個々に自信なく内容を考えていくのではなく、3年間で生徒が習得すべき内容を見定めたうえで、計画的に授業を組み立てられるようにする

3年間で取り上げたい内容の列挙

類型Ⅰ

⑥住まいや暮らし方・住居

持ち物の整理整頓

家電製品の適切な取り扱い

⑦食事や調理

食品や料理の名前

栄養、主食、主菜、副菜

食品、食器などの衛生、衛生管理

簡単な調理

(食品の洗い方、切り方、調味料の使用など)

レトルト、インスタント、冷凍食品

類型Ⅱ

⑤衣服とその着方

常着の手入れ

季節や場所に応じた身なり

清潔な衣服や身だしなみ

ミシンで簡単な小物や飾物を作る

洗濯物を干す

洗濯(手洗い、洗濯機洗い)

縫い物

ボタン付け

アイロンをかける

⑥住まいや暮らし方・住居

清掃やゴミ分別

部屋の換気、採光、照明の仕方を知る

掃除用の洗剤の使用法・適切な取り扱い

節水、節電、ガス

⑦食事や調理

食品製造年月日、消費期限、賞味期限

栄養素やその働きを知る

冷蔵庫、冷凍庫の適切な利用

栄養、主食、主菜、副菜

食品や料理の名前

食品、食器などの衛生、衛生的な保存

簡単な調理

(食品の洗い方、切り方、調味料の使用など)

レトルト、インスタント、冷凍食品

マナーを守り、楽しい食事

食事、レストランでの食事のマナー

メニューを見て食事を注文する

洗剤、消毒剤などの適切な利用

⑧お金のやりとり

買い物に必要な言葉遣い

プリペイドカード、クレジットカード

分割払い

勧誘の断り方

⑨保育

乳幼児とふれあう

妊娠、出産についての理解

育児(子どもの発達段階の理解)

乳幼児の生活や発達などへの興味・関心

絵本の読み聞かせ(おすそわけ)

結婚について

⑩看護

病気の予防や介護の必要な高齢者への対応

取り扱い学年の検討

⑥食事や調理	1年	2年	3年	全	⑧保育	1年	2年	3年	全
1. 食品や料理の名前	○				1. 乳幼児とふれあう			○	
2. 栄養, 主食, 主菜, 副菜	○				2. 乳幼児の生活や発達				
3. 食品, 食器などの衛生, 衛生的な保存	○				3. 結婚について				
4. 簡単な料理				○	4. 妊娠・出産について				
(食品の洗い方, 切り方, 調味料の使用など)					5. 絵本の読み聞かせ(おすすめ本)			○	
5. レトルト, インスタント, 冷凍食品				○	6. 育児(子供の予防接種の受け方)			○	
6. 食事のマナー				○	7. 簡単なおもちゃ作り			○	
					8. リユースでの子供服作り			○	
					⑨看護	1年	2年	3年	全
					1. 簡単な家庭常備薬と			○	

必要性の高い内容は、
繰り返し学習ができる
よう全学年通しての実
施とした

系統的な学習の目安
となる学年の検討

学習内容項目表の完成

類型Ⅰ・類型Ⅱ 共通・・・大項目 9

自分自身と家族

衣服とその着方

余暇

消費

住まいや暮らし方、住

保育

金銭

食事や調理

看護

類型Ⅰ

大項目の下に
小項目が65

類型Ⅱ

大項目の下に
小項目が45

※ 家庭 指導内容項目表 類型 I

学習内容項目表【家庭】類型 I		類型 ()		
		対象生徒 ()		
②消費	1年	2年	3年	全
1. 予算を立てた計画的な買い物(家計簿) (光熱水費、食費など)			○	
2. 契約の仕組み(クーリングオフ)			○	
3. 領収書, 請求書			○	
4. 困ったときの消費者センター			○	
③金銭	1年	2年	3年	全
1. ネットゲームの落とし穴				○
2. スマホアプリの選び方				○
3. スマホの有効な活用と注意点				○
4. 勧誘の断り方				○
5. プリペイドカード, クレジットカード			○	
6. 分割払い			○	
7. 銀行(ATM)の利用の仕方, 口座の作り方			○	
8. 預貯金の方法, 考え方			○	

※ 家庭 指導内容項目表 類型Ⅱ

学習内容項目表【家庭】類型Ⅱ		類型（ ）			
		対象生徒（ ）			
②消費	1年	2年	3年	全	
1. 契約の仕組み(クーリングオフ)			○		
2. 領収書, 請求書			○		
3. 困ったときの消費者センター			○		
③金銭	1年	2年	3年	全	
1. 店員とのお金や品物のやりとり				○	
2. 買い物に必要な言葉遣い				○	
3. 勧誘の断り方				○	
4. プリペイドカード, クレジットカード*			○		
5. 分割払い			○		

◎ 参考資料

- 1 徳島県教育委員会特別支援教育課
「徳島県の特別支援教育」
- 2 県内の特別支援学校の学校要覧
- 3 特別支援学校学習指導要領

おわり

